

指名停止措置一覧

令和2年6月30日現在

登録区分	承認番号	指名停止措置業者名	指名停止措置期間	指名停止措置要件及び理由
工事 役務	141 126	重吉興業(株)	令和2年5月30日～ 令和2年11月29日	<p>【指名停止要件】 過失による粗雑工事</p> <p>【指名停止理由】 重吉興業(株)が施工した、本市発注の「南浜雨水排水ポンプ場及び流入管築造工事」において、石巻市工事検査規程（平成17年石巻市告示第183号）に定める完成検査時の工事成績が22点であることが判明したものの。 また、同要綱第3条第3項の規定に基づき、重吉興業(株)が構成員となっている復旧・復興建設工事共同企業体について、指名停止を併せて行うものとする。</p>
復興JV	4	重吉・富士工建設復旧・復興建設工事共同企業体		
工事	1888	山形建設(株)	令和2年4月15日～ 令和2年8月14日	<p>【指名停止要件】 競売入札妨害又は刑法談合</p> <p>【指名停止理由】 左記業者については、専務取締役と建築営業部次長は、令和元年6月19日執行の山形県北村山郡大石田町発注の尾花沢市消防署大石田分署建築工事において、当該業者が落札できるよう、同年5月下旬から6月中旬頃に、他の入札参加予定者に電話などで、当該業者の入札額を上回る金額で入札するように合意を取り付けたものとして、談合の疑いで令和2年2月5日に山形県警察に逮捕されたもの。</p>
工事	78	(株)カルヤード	令和元年12月5日～ 令和2年12月4日	<p>【指名停止要件】 契約違反</p> <p>【指名停止理由】 左記業者については、23年災明神漁海岸保全施設災害復旧工事（工期：平成28年9月3日から平成31年1月31日まで）において、作業員不足や施工体制の整備など請負者側の各種対応が整わず工事が進捗できなかったため、予定工程から大きく遅れてきたところであり、工事期間（平成29年2月から平成30年12月まで）23か月で約15%程度の進捗のみであった（平成30年9月末以降の履行報告書が提出されていない）。</p> <p>工事の進捗については、口頭や文書で指示をしてきたが、具体的な対応がなされなかった。また、遅延の理由についても、明確な説明がなかった。さらに、平成30年11月に工程表の提出があったが、これまでの進捗状況や、その工程で施工可能と判断できる根拠がないことなど工程管理が不適切であり、工期末日に工事の完成に至らなかった。</p> <p>このことから、工事請負契約書第47条第1項第2号前段の規定により、工事請負契約の解除となったもの。</p>